

国立大学法人信州大学とキッセイ薬品工業株式会社との包括的研究推進等に関する協定書

国立大学法人信州大学とキッセイ薬品工業株式会社（以下「両者」という。）は、相互の発展に資するための包括的研究推進等に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が多面的な連携のもと、研究開発、新規事業の創生、人材交流、教育・育成、地域・社会貢献、環境保全等の分野で相互に協力し、科学技術の振興および産業と社会の発展とに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1) 両者が合意した社会連携講座設置契約書（以下「契約書」という。）に基づき、研究開発を共同で推進すること。
- 2) 両者の継続的な技術交流と交流会開催に関すること。
- 3) 教育および人材育成に関すること。
- 4) インターンシップ等の現地学習に関すること。
- 5) 環境保護に関すること。
- 6) その他産学連携に関して両者が必要と認める事項。

（連携協議会）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両者から構成される連携協議会を設置し、その活動内容とメンバー等の詳細について別途協議の上文書にて定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、平成24年4月1日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、連携協議会で評価を行い、両者の合意を得た場合は、別途覚書を締結した上で有効期間を更新することができる。

（協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

（確認事項）

第6条 両者は、第2条1)に基づく研究開発において、ヒトを対象とした研究を行うときは、契約書について健康被害の補償等、必要な条項を追加する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者各署名のうえ各自それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年3月29日

国立大学法人信州大学
学長

山沢清人

キッセイ薬品工業株式会社
代表取締役社長

神澤陸雄